

「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 7 月 1 日
農林水産省消費・安全局

「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令案」について、令和 8 年 4 月 21 日から令和 8 年 5 月 20 日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して御意見の提出はありませんでした。

本件につきましては、別紙のとおり省令を制定することとしております。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4500）